

日程第 3．議案第 32 号 南風原町行政手続条例

○議長 宮城清政君 日程第 3．議案第 32 号 南風原町行政手続条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告を行います。

議案第 32 号 南風原町行政手続条例。審査の経過 本案は、6 月 9 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では 6 月 10 日に委員会を開き担当部長、課長、職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。11 日に、まとめと採決を行いました。その審査のなかで主な事項について報告いたします。今回の条例制定は、行政手続法の改正に合わせて 3 つの条文を追加したことと、これまで処分等の手続きに関する事項は南風原町行政手続規則で規定していたものを条例として格上げし制定することと説明があり、町民の権利・利益の保護につながることを確認いたしました。その権利と保護では、例えば行政が一度認めた申請を取り消したりする等の不利益処分を受けたことに対する説明根拠が明確になったと説明がありました。町民視点に立つとき、同条例を制定することで行政が行う手続き内容や行政処分の根拠も明確になることを確認いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第 32 号 南風原町行政手続条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。